

自由金利型期日指定定期預金規定

〈自動継続型〉

1. (自動継続)

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に自動的に自由金利型期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。但し継続後の元金が300万円以上となった場合は、預入期間を3年とする自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に書替継続します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただしこの預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、証書もしくは通帳記載の最上預入期限（継続をしたときはその最長期限）までにその旨を当店に申出てください。

2. (預金の支払い時期等)

- (1) この預金は、次の定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日証書（通帳）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出がない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取り扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合…証書もしくは通帳記載の「2年未満」の利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合…証書もしくは通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金しまたは元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を「定期預金共通規定」第6条第1項により満期日前に解約する場合および「定期預金共通規定」第6条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満	解約日における普通預金の利率
②6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。

4.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上